

第3期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略 骨子案に対する意見

【共通意見】

なし

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
2	2. 第2期市総合戦略の検証 (1) 主な取組実績 基本目標Ⅰ「活力ある働く場をつくる」	「基本目標KPI達成状況」の「②現在の仕事に満足している市民の割合」が66.3%であったが、この検証では成果ばかりであり、達成度が低かった原因についての記述が全くないため、このことについて記述すべきである。	最終案の作成を進める中におきまして、御指摘の点も踏まえつつ記述してまいります。
3	2. 第2期市総合戦略の検証 (1) 主な取組実績 基本目標Ⅲ「出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる」	「基本目標KPI達成状況」の「①合計特殊出生率」が74.1%であったが、この検証では成果ばかりで達成度が低かった原因についての記述が全くないため、このことについて記述すべきである。	最終案の作成を進める中におきまして、御指摘の点も踏まえつつ記述してまいります。
4	2. 第2期市総合戦略の検証 (1) 主な取組実績 基本目標Ⅳ「魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる」	「基本目標KPI達成状況」の「①亀山市を住みやすいと感じる市民の割合」が81.9%であったが、この検証では成果ばかりで達成度が低かった原因についての記述が全くない。また、現状値(令和2年)74.6%より実績値(令和6年)65.5%に低下した原因についても記述がないため、これらのことについて記述すべきである。	最終案の作成を進める中におきまして、御指摘の点も踏まえつつ記述してまいります。
		成果として、健康都市の取組やJR亀山駅前再開発、リニア誘致への取組、地域公共交通の確保などがあがっているが、逆にこうした取組は「市民が住みやすいと感じる」取組ではなかったことを表しているのではないかと。	基本目標Ⅳにおきましては、11の基本的方向に39の施策を位置付け、様々な取り組みを進めており、一定の成果はあったものと考えておりますが、地域公共交通や買い物の利便性、余暇を過ごす場所の充実など、依然として改善が図れていないマイナス要因もあり、評価が低下しています。御指摘の点も踏まえつつ、第3期市総合戦略では、「住みたい」「働きたい」と思えるまちとして選ばれる都市を目指し、最終案の作成を進めてまいります。
5	2. 第2期市総合戦略の検証 (2) 施策の重要業績評価指標(KPI)の達成状況	達成度が低い項目がいくつもあるが、これらに関する記述が全くないため、記述すべきである。	最終案の作成を進める中におきまして、御指摘の点も踏まえつつ記述してまいります。

該当ページ	項目	意見	回答
13	<p>3. 第3期市総合戦略の策定 (4) 策定の考え方 ①基本的な考え方</p>	<p>「亀山市人口ビジョン」が示す長期的な方向性を踏まえるのであれば、注目すべきは、単独世帯数の増加と若者の転出である。単独世帯数は数を抑制するのではなく、将来的に特に高齢の単独世帯になっても安心して暮らせる基盤をつくる必要がある。若者の転出は、安定した雇用の創出が必要である。よって、この2つを基本的な考え方に入れるべきである。</p>	<p>御指摘の点につきましては、①基本的な考え方の2つ目に包含されるものと考えており、高齢者福祉に関する取り組みは、基本目標Ⅰ「安心して働き、暮らせる生活環境の創出」に、また、雇用の創出に向けた取り組みは、基本目標Ⅱ「地域資源の活用と地域経済の活性化」に含まれるものと考えております。最終案の作成を進める中におきまして、御指摘の点も踏まえつつ、関連する施策の中で記述を検討してまいります。</p>
15	<p>4. 施策体系 基本目標Ⅰ 安心して働き、暮らせる生活環境の創出</p>	<p>基本的方向「2 子育て環境の充実」とあるが、国の総合戦略の4つの類型「(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる」からすると、「2 結婚・出産・子育ての支援」とするべきである。 第2期市総合戦略の特殊出生率が、KPI達成率74.1%と低い。また、人口ビジョンにおいて、2050年の将来人口推計で合計特殊出生率も含めて勘案していることから、妊娠前からの施策を基本目標に置くべきである。</p> <p>基本的方向「8 多様な主体による地域づくりの推進」は、「基本目標Ⅲ 移住・定住の促進と多様な連携の推進」の基本的方向に入れるべきである。</p> <p>基本的方向への追加項目として、防災に対する安心感が必須ではないのか。「防災危機管理体制の充実」を追加するべきである。</p>	<p>基本的方向「2. 子育て環境の充実」におきましては、保育環境の充実や子育てに係る経済的負担の軽減等に加え、妊娠からの切れ目のない支援にも取り組むこととしておりますことから、御指摘の点を踏まえ、最終案の作成を進める中におきまして、基本的方向の名称を修正いたします。</p> <p>基本的方向「8. 多様な主体による地域づくりの推進」につきましては、第3次総合計画前期基本計画（案）において、政策の大綱6「多様な連携と交流によるまちの活性化」に位置付ける施策に関連するものでありますことから、御指摘の点も踏まえ、最終案の作成を進める中におきまして、政策の大綱6との関連が深い基本目標Ⅲ「移住・定住の促進と多様な連携の推進」に位置付けることとし、第3次総合計画との整合を図ってまいります。</p> <p>防災に関する施策につきましては、基本目標Ⅰ「安心して働き、暮らせる生活環境の創出」における基本的方向4「安全・安心な生活環境の整備」に含めることとして整理しています。</p>

該当ページ	項目	意見	回答
15	<p>4. 施策体系 基本目標Ⅲ 移住・定住の促進と多様な連携の推進</p>	<p>基本目標Ⅰにおける「地域づくりの推進」と基本目標Ⅲにおける「まちづくりの推進」の定義の違いを明確にすべきである。</p> <p>13ページ「①基本的な考え方」には、「急激な人口誘導策に頼るのではなく、市民の幸福度（Well-Being）の向上を図ることで、『住みたい』『働きたい』と思えるまちとして選ばれる都市を目指します」とあるが、第3次亀山市総合計画では、第2次亀山市総合計画の施策体系に掲げた移住・定住の促進が削除されている。上位計画である第3次亀山市総合計画では「住環境の向上」に含まれており、戦略的には高い位置付けになっていないと感じられる。今回の総合戦略に「移住・定住の促進」を位置付けることは整合性が取れていない。</p>	<p>御指摘の点も踏まえ、それぞれの基本的方向の定義の違いを明確化するため、最終案の作成を進める中におきまして、基本目標Ⅲにおける基本的方向4の名称を「4. 協働・協創の推進」に修正いたします。</p> <p>第3期市総合戦略の策定に当たっては、地方創生法第10条に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として、本市における人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、国及び三重県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、策定する必要があります。こうした中、昨年12月に閣議決定された国の総合戦略では、政策目標3「選ばれる地方」において、「関係人口の量的拡大・質的向上」や「地方移住の更なる促進」が取組成果として位置付けられています。一方で、現在策定を進めている本市の第3次総合計画前期基本計画（案）におきましては、「移住・定住」に関する施策を、政策の大綱6「多様な連携と交流によるまちの活性化」における基本施策（4）「多様な交流の促進」に位置付け、移住・交流の促進や関係人口の創出等に取り組むこととしています。こうしたことから、第3期市総合戦略（骨子案）につきましては、地方創生の一層の推進に向け、国の総合戦略と整合を図りながら、第3次総合計画前期基本計画（案）とも整合を図ることができているものと考えています。</p>
15	<p>4. 施策体系 基本目標Ⅳ デジタル技術を活用した行政サービスの充実</p>	<p>利便性の向上や基盤の強化を行うために、基本的方向への追加項目として、「デジタル人材の確保」を追記すべきである。</p>	<p>デジタル技術の活用に関する施策のうち、行政サービスの充実に関するものにつきましては、基本目標Ⅳに位置付けることとしています。御指摘の「デジタル人材の確保」については、基本的方向2「行政DX推進基盤の強化」に位置付け、取り組んでいくものと考えております。</p>